

福島第一原子力発電所の事故により東京電力株式会社から
支払われる損害賠償金の非課税立法に関する提言

2013年(平成25年)7月19日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

福島第一原子力発電所の事故(以下「原発事故」という。)につき、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)から、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原子力損害賠償法」という。)に基づき、被害者(被災者)に支払われる損害賠償金(営業損害に関する賠償金、検査費用(物)に係る賠償金、就労不能損害に対する賠償金、法人が他の者から支払を受ける損害賠償金等、以下「原発事故賠償金」という。)は、現行の所得税、法人税法上、課税対象とされている。しかし、原発事故賠償金は生活再建や事業再生に必要な資金であって、これに課税することは被害者(被災者)の経済的再起を阻害することとなるので、当連合会は以下の立法措置を提言する。

- 1 原発事故賠償金について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下、「震災国税特例法」という。)の「第2章 所得税法等の特例」の中に、「所得税法施行令第30条本文かつこ書、第94条1項の規定は、原発事故賠償金については適用しない。」とする旨の非課税規定を早急に設け、関係規定を整備すること
- 2 同法「第3章 法人税等の特例」の中に、「原発事故賠償金は、その支払を受ける内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。」とする旨の非課税規定を早急に設け、関係規定を整備すること
- 3 同法において、上記1、2の規定を、公平の見地から、すでに原発事故賠償金について申告納税した者に対しても遡及して適用される旨の規定を早急に設けること

第2 提言の理由

1 総論

(1) 現行法の各種税法上の損害賠償金の取扱い

原発事故により、福島県内の広範囲が避難区域となり、県内外への避難者数は約15万人に及んでいる(復興庁のホームページによる)。東京電力は、

これらの被害者（被災者）に対し，原子力損害賠償法に基づき，損害賠償金を支払う義務がある。この損害賠償金の支払に充てるため，原子力損害賠償支援機構から東京電力に対して支援された額は，既に3兆円を超えている。

しかるに，被害者（被災者）が支払を受ける損害賠償金のうち，大半のものが，現行法上，課税対象とされている。すなわち，

所得税について

個人が支払を受ける場合，所得税法上，収入金額に代わる性質を有するもの及び必要経費を補てんするものについては課税がされる。

法人税について

法人が支払を受ける場合，法人税法上，益金となり，原則として課税がされる。

小括

これらの損害賠償金は，いずれも，現行法の規定の上では課税対象となるものばかりである。課税規定の縮小解釈や非課税規定の拡大解釈などの解釈論によって対応できる問題ではない。そこで，政策的に非課税とする立法措置を講じることが必要になる。

(2) 原発事故賠償金の特殊性

東日本大震災による被災者の多くは，津波によって建物を流された人たちであり，もとより原発事故の被害者（被災者）に限られるものではない。

しかし，原発事故によって避難を余儀なくされた人たちは，元の住所にいつ戻れるかも知らぬまま，際限のない避難生活を続けている。放射能による汚染という，深刻な環境問題もあり，その被害は甚大である。損害賠償金の支払を受けても，税引き後の金額のみでは，生活再建や事業再生の資金として不十分であり，経済的再建が困難であることは明らかである。支払われた損害賠償金は，被害者（被災者）の生活再建や事業再生に必要な不可欠な資金となるものである。

しかも，収入等から控除されるべき経費等について，事故による汚染，立入制限等によりその立証手段の収集が困難である。

また，これらの国税は，国が課税の主体であるところ，原子力行政を進めてきたのは国である。東京電力と並んで，国にも原発事故の責任の一端があることは否定し難い。

さらに，国は，東京電力のため原子力損害賠償支援機構を設けて同機構から東京電力へ支援金を給付させる措置を講じておきながら，被害者（被災者）

から税負担の名のもとにその一部を国，地方公共団体へ還流させるのは，同機構を設けた趣旨に反している。

以上の理由から，原発事故賠償金は，政策的に非課税とすべく，特別の立法措置を講じる必要があると考える。

なお，2010年4月に宮崎県で発症が確認された口蹄疫について，当連合会は，2011年2月18日付けで「口蹄疫災害に関する立法提言」を公表し，その中で「地域再生の措置として，税制上の措置も講ずべきである」と提言し，家畜伝染病予防法及び口蹄疫対策特別措置法に基づく手当金等について，議員立法により口蹄疫免税特措法が制定され，手当金等について免税措置が取られている。

本件事故における損害賠償金は，口蹄疫災害における手当金等とその性質が異なるものの，いずれも，被害者（被災者）の生活再建のために必要不可欠なものであること，口蹄疫災害の手当金に比べ，本件賠償金は国が加害者の立場にあることを否定しがたいことに照らすと，これら免税措置の先例をも参考とし，緊急に非課税立法措置を講ずべきである。

(3) 非課税立法の遡及適用の必要性

非課税立法はこれが成立した時点ですでに原発事故賠償金を受領してこれについて申告し納税した被害者（被災者）についても適用されるような措置を講ずるべきである。

第3 各論

1 震災国税特例法の改正について

平成23年3月11日に東日本大震災が発生した後，同年5月には，いち早く震災国税特例法が制定され，被災によって生じた損失の課税上の取扱い，各種の申告期限や期間の延長などが規定された。しかし，東京電力の原発事故賠償金という，特定の法人から支払を受ける特定の損害賠償金については，規定がない。

そこで，この原発事故賠償金に限って，被災者の経済的再起を支援するために，特別の立法措置を講じる必要性があると考えます。立法の形式としては，次のとおり，既存の震災国税特例法に規定を追加することが相当である。

震災国税特例法に，以下の規定及び関連規定を追加する。

第2章 所得税法等の特例

所得税法施行令第30条本文かっこ書，第94条1項の規定は，原発事故賠償金については適用しない。

第3章 法人税法等の特例

原発事故賠償金は，その支払を受ける内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上，益金の額に算入しない。

以下，各税法の特例について説明する。

2 所得税法等の特例について

(1) 震災国税特例法の第2章で，所得税法等の特例が規定されているところ，被災によって資産に生じた損失の課税上の取扱い，各種の税額特別控除などが主であり，被災者が支払を受ける損害賠償金や補償金については，規定がない。

(2) 現行所得税法では，心身に加えられた損害につき，支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金及びその相当の見舞金は 非課税所得と定められている(所得税法第9条1項17号，同法施行令第30条1号3号)。

資産に加えられた損害については，不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金及びその相当の見舞金は，非課税所得と定められている(同法第9条1項17号，同法施行令第30条2号3号)。しかし，例外として，これらの損害賠償金の内，第一に棚卸資産などについて損失を受けたことにより取得する損害賠償金や見舞金，業務の全部又は一部の休止や廃止等により収益の補償として取得する補償金等で，業務の収入金額に代わる性質を有するものは 事業所得等の収入金額とされ，課税の対象となると定められている(同法施行令第30条2号3号，第94条1項)。第二に，必要経費に算入する金額を補てんするためのものが含まれている場合は，その金額は非課税所得から控除されると定められている(同法施行令第30条本文かっこ書)。

(3) 東京電力から支払を受ける損害賠償金については，これらの規定を適用して課税するという見解が，東京電力からの照会に対して，国税庁課税部長名により平成23年11月30日付けで回答され(「福島第一・第二原子力発電所の事故により被害を受けられた方々にお支払いする賠償金に関する所得税法上の取扱いについて(回答)」)国税庁のホームページにも明示されている。その要旨は下記のとおりである。

〔個人の事業に関する賠償金〕

チ 営業損害

営業損害に関する賠償金は、避難指示等、出荷制限指示等、操業自粛要請等、政府が本件事故に関し行う指示等、風評被害又は間接被害による減収分（逸失利益）、及び放射線検査費用、農作物や商品等の廃棄費用等の追加的費用をお支払いするものです。

これらは、事業所得等を生ずべき業務の収益の補償、棚卸資産等の損失に対する損害賠償金又は追加的費用として必要経費に算入される金額を補填するためのもの（所得税法施行令30条本文かっこ書、94条1項）に該当し、事業所得等に係る収入金額となります。

リ 検査費用（物）のうち業務用の資産又は棚卸資産に係るもの

検査費用（物）に係る賠償金は、出荷制限指示等に基づく検査費用についてお支払いするものです。

これらは、必要経費に算入される金額を補填するためのもの（同法施行令30条本文かっこ書き）に該当し、事業所得等に係る収入金額となります。

〔避難等対象者への賠償金〕

ホ 就労不能損害

就労不能損害に対する賠償金は、避難等対象区域に住居又は勤務先があり、本件事故により就労不能となったことによる給与等の減収分や転居費用及び通勤費増加額をお支払いするものです。

このうち、給与等の減収分に対する賠償金は、被害を受けられた方の逸失利益を補償するものであるため、（同法9条1項17号、同法施行令30条1号2号の）非課税所得には該当しません。この場合、雇用主以外の者から支払われるものであることから、給与所得には該当せず、一時所得に係る収入金額になると考えられます。

すなわち、所得税の課税状況は現行法上次のようになっている。

営業損害に関する賠償金 検査費用（物）に係る賠償金 就労不能損害に対する賠償金	課税所得金額
心身に加えられた損害に対する慰謝料その他の損害賠償金及びその相当の見舞金	非課税所得金額

不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた 損害に対する損害賠償金及びその相当の見舞金	
---------------------------------------------------	--

したがって、例えば、汚染により農業、漁業等が休止廃止となったことによる損害、風評被害により収入減となったことによる損害等について、課税がされる。

しかし、被害者（被災者）が支払を受ける損害賠償金が、必要経費の補てんに当てられる場合であっても、あるいは収入金額に代わる性質を有する場合であっても、これらを課税対象とすることが、被害者（被災者）の経済的再起を阻害することは明らかである。

そこで、原発事故賠償金については、所得税施行令第30条本文かつこ書、同法施行令第94条1項の形式的な適用を排除し、全て非課税所得とすることを提言するものである。

3 法人税法等の特例について

- (1) 震災国税特例法の第3章で、法人税法等の特例が規定されているところ、震災損失の繰戻しによる還付、各種の特別償却や税額特別控除などが主であり、被災法人が支払を受ける損害賠償金については、何も規定がない。
- (2) 内国法人に対しては、各事業年度の所得に対する法人税が課される（法人税法第5条）、各事業年度の所得の金額は、益金の額から損金の額を控除した額とする（同法第22条1項）。

法人が他の者から支払を受ける損害賠償金は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入する（法人税法基本通達2-1-43）。

すなわち、法人税法では

法人が他の者から支払を受ける損害賠償金	課税所得金額
---------------------	--------

となるのである。

そのため、東京電力から支払を受ける損害賠償金についても、益金の額に算入され、各事業年度の所得の金額となる。

法人税法第23条以下で、各種の益金不算入に関する規定はあるが、損害賠償金については規定がない。

- (3) 国税庁のホームページでは、東京電力から支払を受ける損害賠償金につい

て、法人税法上の取り扱いが表示がないが、当然に益金算入されるとの見解に立っている。

しかし、被害法人が支払を受ける損害賠償金が、益金の額に算入され、課税対象となった場合、被害法人の経済的再起を阻害することは明らかである。

そこで、原発事故賠償金については、益金の額に算入せず、各事業年度の所得の金額としないことを提言するものである。

4 非課税立法の遡及適用の必要性

立法措置は被害者（被災者）のためにできる限り早急に行うべきである。

原発事故賠償金は支払が開始されており、非課税立法が成立した時点ですでに原発事故賠償金を受領し、これについて税金を納付した被害者（被災者）も多数存在すると思われる。

しかし、今回の非課税措置が被害者の生活再建や事業再生に不可欠なものであるとの趣旨に照らせば、非課税立法が成立する以前に原発事故賠償金を受領した者とこれから原発事故賠償金を受領する者とを区別する理由はない。課税関係において両者は等しく扱われるべきである。

納税者に有利な立法は立法成立前に遡及して適用しても租税法律主義には反しない。

したがって、非課税立法措置は、非課税立法が成立した時点ですでに原発事故賠償金を受領しこれについて税金を納付した被害者（被災者）に対しても遡及して適用されるようにすべきである。

以上